

# 学校教育指導の重点

# 平成 31 年度 京丹後市の目指す教育と子ども像

## 目指す教育(京丹後市教育振興計画)

心豊かにたくましく  
幸福な未来を切り拓く力を育む教育  
ふるさとへの愛着と誇りを持ち  
新しい価値を創りだす力を育む教育

## 目指す子ども像(学校教育改革構想)

将来に夢と希望をもって  
生き生きと学ぶことのできる子ども

### 確かな学力と社会を生き抜く力をもった子ども

- 意 欲 主体的に学習に取り組む意欲・態度の育成
- 言語・表現 豊かな「ことばの力」とコミュニケーション能力の育成
- 思 考 基礎・基本を基盤とした思考力・判断力・表現力等の育成

### 豊かな人間性・社会性をもった子ども

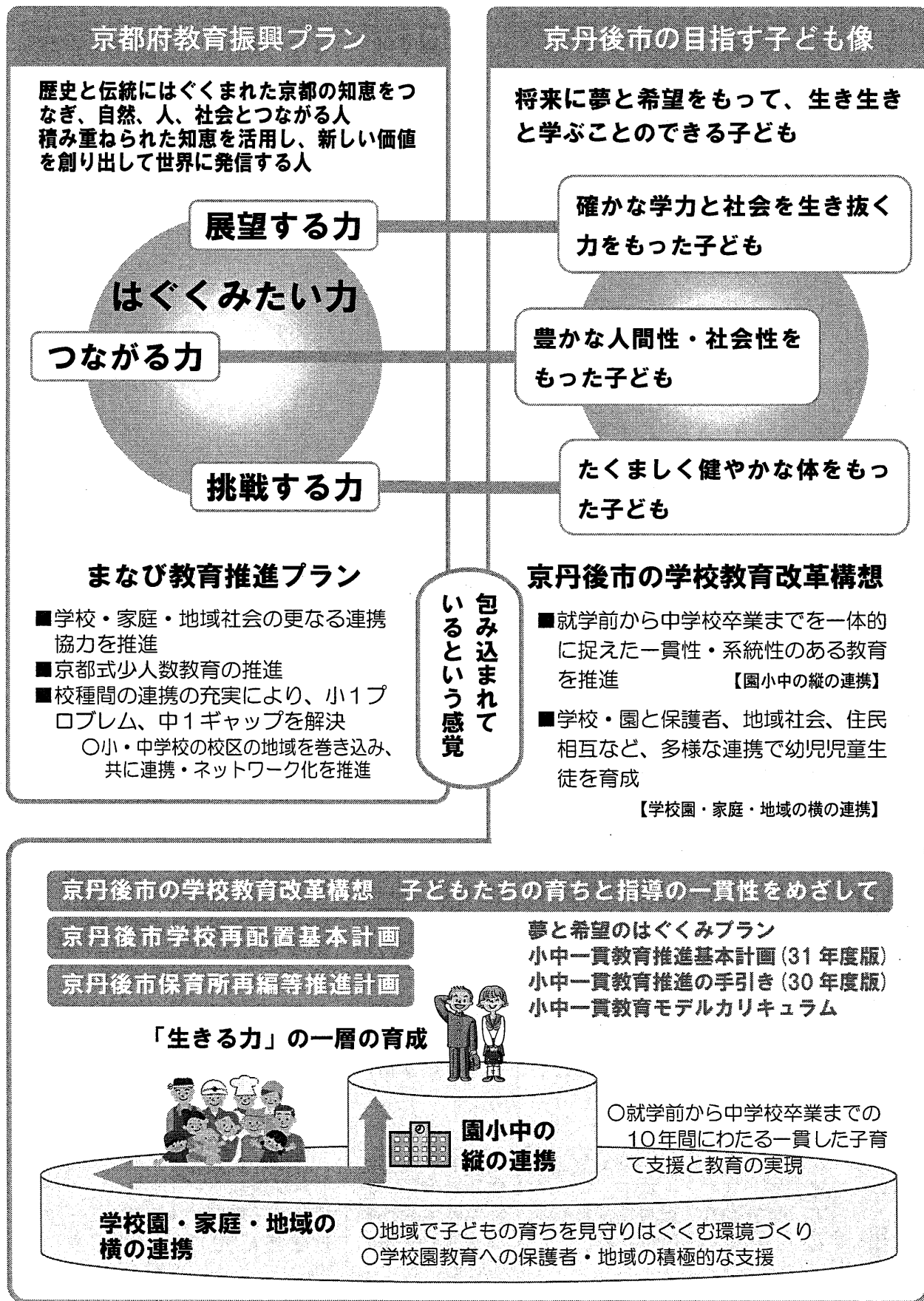
- 協 同 支え合い高め合う人間関係の育成
- 人 権 自尊感情を基盤として人を思いやり尊重する心の育成
- 規 範 ルールとモラルを尊重し、正しく判断し行動する力の育成

### たくましく健やかな体をもった子ども

- 夢 ・ 志 ふるさと京丹後市を愛し学ぼうとする態度の育成
- 自立・自律 目標をもち実現に向けて粘り強く取り組む実践力の育成
- 体 ・ 健康 健康でたくましい心身をつくる実践力の育成

# 京丹後市の学校教育

京都府教育委員会のプランと連携しながら、京丹後市教育振興計画に基づく就学前から中学校卒業までの一貫教育を柱とした学校教育改革により、子どもたちの「生きる力」を一層はぐくみます。



# 京丹後市小中一貫教育推進基本計画

## 各期の指導目標

		芽生え期 0～2歳	Ⅰ期・自立期 3～5歳	Ⅱ期・基礎期 小学校1～4年	Ⅲ期・充実期 小5年～中1年	Ⅳ期・発展期 中学校2・3年
確かな学力	意欲	大人の見守りの中で、安心・安定して過ごし、多様な体験を楽しむ。	遊びを通して、人やもの、自然、出来事等に広く興味を持ち進んで関わる。	学習に対する興味・関心を広げ、知的好奇心や探究心を持つ。	興味・関心のある事柄について調べたり、確かめたり、自主的に学習する。	自己の進路の実現に向けて、主体的に学習する。
	言語表現	大人を仲立ちとして、簡単な言葉でのやり取りを楽しむ。	自分の思いを伝えるなど、話すことを楽しむ。	言葉を広げ、体験したことを相手に分かるように伝える。	根拠を明確にして、自らの意見や主張を表現する。	情報を集めて考えを練り、論拠の明確な文章を書いたり発表したりする。
	思考	盛んに模倣し、物事の共通性を見つける。	物の性質や仕組みについて気付き、遊びに生かす。	思考力の基礎となる知識や技能をしっかりと身に付ける。	学んだことを活かし、いろいろな観点から筋道を立てて考える。	物事を分析・総合し、論理的に考えてよりよく問題を解決する。
豊かな人間性	協同	一人遊びだけでなく、大人が仲立ちとなり、友達に関心を持って遊ぶ。	友達と楽しく遊び行動する中で、お互いの良さが分かる。	友達と仲よくし、互いに理解し合って、助け合う。	集団の中で支え合い、高め合い、互いに自己を生かす。	社会を担う責任を自覚し、人や社会とつながり、共生する。
	人権	思いを伝えようとし、伝わった時には喜ぶ。	様々な年齢の友達と関わりが持て、親しむ。	相手の立場に立って考え、思いやりの心を持つ。	個性や価値観の違いを認め、自他を尊重する心を持つ。	身の周りの不合理に気づき、差別を許さない態度と実践力を身に付ける。
	規範	大人との関わりの中で、良いことや悪いことに気付く。	自分たちで遊び方の決まりをつくり、楽しく遊ぶ。	約束やきまりを守り、みんなの使うものを大切にし、協力し合う。	学習や生活のきまりの意味を考え、規律ある生活を確立する。	社会の一員として、法やモラルを尊重し、よりよい判断で行動する。
たくましい心と体	自立・自律	食事、排泄、着替えなど、自分でしようとする。	友達とかかわりを深め、集団生活を楽しみ、行動する。	集団の中での自己の役割を考え、行動する。	自己を肯定的に受け止め、将来に希望を持ち、よりよい生活をする。	自分の将来の目標に向かって、見通しを持ち、粘り強く挑戦する。
	体・健康	大人と一緒に遊具を使うなどして、体を動かすことを楽しむ。	戸外で友達と一緒に、進んで様々な運動や遊びをする。	健康や安全に気を付けて、運動の基本的な動きや技能を身に付ける。	健康で安全な生活を営もうとする自己管理能力を身に付ける。	心と体を一体としてとらえ、健康でたくましい自分をつくる。

## は じ め に

京丹後市の学校教育は、京丹後市教育振興計画に基づき、10年間を見通した小中一貫教育を推進し、本市の将来像「ひと、みず、みどり 市民総参加で飛躍するまち」の実現に向けて、心豊かにたくましく幸福な未来を切り拓く力とふるさとへの愛着と誇りを持ち新しい価値を創り出す力をはぐくむ教育を目指す。

教育改革が進み、「特色ある学校」「地域社会に開かれた学校」「安全で信頼される学校」が強く求められる今日、校長・園長・所長（以下「校長」という）主導の体制のもと、新学習指導要領の移行期であること、また改訂された幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下「認定こども園教育・保育要領等」という）を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、幼児児童生徒に「生きる力」をはぐくむことを目指さなければならない。

各学校及び保育所・幼保連携型認定こども園（以下「園」）においては、知識・技能（園においてはその基礎）を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等（園においてはその基礎）をはぐくむとともに、学びに向かう力、人間性等を養うなど、確かな学力の充実・向上を目指す。また、生命を大切に作る心、他人を思いやる心、正義感や公平さを重んじる心など、豊かな心をはぐくむ教育の充実を図るとともに、たくましく生きるための健康や体力の向上に努める。

本市では、学校再配置の取組を契機として平成24年11月「～京丹後市の学校教育改革構想～ 子どもたちの育ちと指導の一貫性をめざして」を示し、子どもたちに豊かな心と質の高い学力を身に付けさせ、「生きる力」の育成を図る取組を推進しているところである。目指す子ども像を“将来に夢と希望を持って生き生きと学ぶことのできる子ども”として、就学前の園の5歳児から中学校卒業時の15歳までを見通した10年間の一貫教育を展開していく。

また、本年度から全ての学園に市立の幼保連携型認定こども園が設置されたことも踏まえ、就学前教育の充実をさらに図っていくとともに、園から小学校、小学校から中学

校への円滑な接続による小中一貫教育をさらに推進していく。

そのため、周到な教育計画に基づいた教育活動その他学校運営の状況について、日々の点検及び学校評価や教職員人事評価を適切に行うとともに、学校評議員制度及び学校関係者評価を有効に活用し、小中一貫教育を重要な手法とした学校改善に努める。

また、幼児児童生徒の「生きる力」をはぐくむために、地域のよさを生かし、家庭・PTAをはじめとする関係機関等との連携を各学校・園だけでなく各学園でも強化し、豊かな教育環境づくりに努めることが重要である。

このような教育を目指し、校長はもとより、すべての教職員一人ひとりが、教育改革の推進者であるとの自覚のもとに、日々の教育活動を主体的・組織的に推進し、市民の信託と期待に応えるため、総力をあげなければならない。

### 本年度の学校教育指導の重点の作成にあたって

- 1 平成 27 年度より平成 36 年度までの 10 年間の本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定された『京丹後市教育振興計画』との整合性を図った項目立てとしている。
- 2 学校教育指導の重点がより明確となるよう、本年度特に重視して指導する内容については、太字（下線）で示している。
- 3 指導の重点を学校経営に積極的に反映させるため、平成 31 年度『学校教育指導の重点 推進上の留意点』を作成するとともに、教職員への周知徹底を図るため、平成 31 年度『学校教育指導の重点【ダイジェスト版】』（リーフレット・掲示用拡大版）を合わせて作成する。

# 視点 10年間を見通した小中一貫教育の推進

## 1 学校教育改革の推進

平成 27 年度より 10 年間の本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を示した「京丹後市教育振興計画」に基づく学校教育改革を推進し、「教育と学びのまち 京丹後」の実現を図る。

園、小学校、中学校は、この計画のもと、目指す子ども像を共有し、教育の質を一層高め、将来にわたって力強く生きる力をはぐくむ。また、家庭・地域と目標や課題を共有するとともに、役割を適切に分担しながら連携・協働し、幼児児童生徒を豊かに育てる教育環境づくりをさらに進める。

- (1) 就学前から中学校卒業に至る幼児児童生徒の育ちを踏まえ、園、小学校、中学校が目標と実践方法を共有し、密接に連携して京丹後市の目指す子ども像の具現化を図る。
- (2) 保育所等再編（幼保連携型認定こども園の設置を含む）及び学校再配置による新たな園づくり、新たな学校づくり、新しい地域づくりの理念を踏まえ、学校支援ボランティアの活用など、学校教育と社会教育及び地域との一層の連携・協働に努める。
- (3) 児童生徒が学校内外で学ぶ機会を拡充し、多様で魅力的な教育を一層展開するため、社会教育及び地域と連携・協働し、各学校・学園の創意工夫を生かした「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて実践研究を進める。
- (4) 各教科・領域の単元・教材で京丹後市の素材が活用できる学習を「丹後学」として位置付け、総合的な学習の時間を核として、京丹後市の歴史や文化、産業、人材等を活用した学習を通して、郷土への理解と愛着、誇りを高めるとともに、自己の在り方、生き方について深く考える力をはぐくむ。

## 2 小中一貫教育の推進

就学前から中学校卒業までを見通した小中一貫教育を推進することにより、生きて

働く知識・技能の習得はもとより、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成や学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養とともに、豊かな人間性や社会性をはぐくみ、“将来に夢と希望をもって生き生きと学ぶことのできる子ども”を育成する。また、その手法を、授業改善や学校改善、教職員の指導力や学校力の向上のために有効に活用する。

平成 28 年度より全学園において小中一貫教育を完全実施している。そのため、「京丹後市小中一貫教育推進基本計画」及び「小中一貫教育推進の手引き」に基づき全学園において今後も着実な実践と評価を積み重ねる。

- (1) 学園を単位として園、小学校、中学校による推進体制をさらに確立するとともに、それぞれの学園の特色や課題に基づき、小中一貫教育校としての目標、経営方針・経営計画、実践計画、評価計画等の充実に努める。また、学園の目指す子ども像に基づいた評価を工夫し、小中一貫教育の検証を進める。
- (2) 就学前から中学校卒業までを見通し、幼児児童生徒の発達段階に応じた学習指導の一貫性と系統性を高めるとともに、園と小学校、小学校と中学校における指導の円滑な接続により一層努める。
- (3) 豊かな人間性をはぐくむ教育について、幼児児童生徒の実態と指導課題を共有し、就学前から中学校卒業までの一貫性と系統性を一層高めるとともに、幼児児童生徒の校種を超えた交流や生徒指導等の円滑な接続に努める。
- (4) 「夢と希望のはぐくみプラン」及び「小中一貫教育モデルカリキュラム」を活用して各教科（道徳科も含む）、外国語活動・特別活動・総合的な学習の時間（以下「各教科等」という）の指導計画を整備し、就学前教育から中学校卒業までを通して一貫した教育課程の編成を行う。
- (5) 学園を単位として、校種間連携とともに小小連携等の学校間連携を深めるための体制や教職員研修の場を確立し、協働して教育活動を展開する。
- (6) 学校園・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、一体となって課題解決に当たることができるよう、基本的な生活習慣や家庭での学習習慣の確立などの具体的な課題を共有し、就学前から継続的・系統的に家庭・地域への



働きかけや連携・協働体制を構築する。

- (7) 保護者や地域の人々に、小中一貫教育についての計画や実践、成果等を積極的に公開し説明するとともに、学校と地域との連携推進に係る協議会の学園運営協議会(学園単位のコミュニティ・スクール)への移行について研究を進める。

### 3 特色ある学校・学園づくり

幼児児童生徒の育ちと指導の一貫性を目指して、就学前から中学校卒業までを見通した一貫性・系統性のある教育を推進する「京丹後市の学校教育改革構想」及び「京丹後市小中一貫教育推進基本計画」を視野に入れて特色ある学校・学園づくりを進めることとする。

校長主導のもと、本市や学園の「目指す子ども像」を踏まえ、学校の実態を十分に考慮した教育目標により、学校教育全般にわたり創意ある教育活動を展開する。児童生徒にとっては魅力のある学校・学園、家庭及び地域社会にとっては開かれた学校・学園が基本であることを踏まえ、特色ある学校・学園づくりを通して、教育活動の一層の活性化を図り、「生きる力」の育成に努める。

- (1) 園から小学校、中学校へと連続した指導を進めていくために、「小中一貫教育推進基本計画」を活用し、各学園を単位として目指す子ども像や指導目標を設定し、一貫した教育推進計画を作成する。
- (2) 学校の伝統や校風を大切にし、前年度の成果や課題を踏まえ、教育課題を明確にして、創意工夫を生かした教育課程を編成・実施するとともに、計画的・組織的・継続的に教育目標の具現化を図る。
- (3) 児童生徒の豊かな人間性をはぐくむため、家庭・地域社会との連携・協働を強めながら、地域の人材を積極的に活用するとともに、ボランティア活動など社会奉仕体験活動や自然体験活動等の充実に努める。
- (4) 各学校・学園においては、学校・学園評価の充実や積極的な情報提供に努めるとともに、保護者や地域の人々に信頼される特色ある学校・学園づくりを推進する。

## 重点1 就学前の子どもの教育・環境の充実

### 1 就学前教育全般

園は就学前教育の中核を担うそれぞれの役割と機能を自覚し、乳幼児期の特性及び発達の過程、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づく適切な保育課程や教育課程を組織的に編成してきめ細かな教育・保育を進める。

また、「京丹後市保育所再編等推進計画」及び「京丹後市の学校教育改革構想」を踏まえ、保育所と幼保連携型認定こども園間の連携を深めるとともに、小学校教育との円滑な接続に努め、一貫性、連続性のある実践により「生きる力」の基礎をはぐくむ。

- (1) 幼児の発達過程に応じた生活や遊びを通して、「健康」・「人間関係」・「環境」・「言葉」・「表現」の充実を図る。
- (2) 「生きる力」の基礎を培うため、地域の自然や人々との豊かなかかわりを通して、身体感覚と感動を伴う多様な体験を重視する。
- (3) 「京丹後市の学校教育改革構想」に基づく就学前から中学校卒業までの小中一貫教育の充実に向け、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等で示す幼児教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に基づき、乳幼児児童の発達や学びの連続性を考慮した一貫性のある教育・保育を行う。
- (4) 園・小の情報共有や、幼児児童・教職員の交流と相互理解を深めるなど、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、各学園でモデルプランを参考に、積極的に取組を進める。
- (5) 発達障害を含む障害等により特別な配慮を必要とする幼児に対し、早期から適切な支援が受けられるよう支援体制と支援システムを整え、保護者や関係機関、小学校との連携に努める。
- (6) 安心して子育てのできる拠点づくりや子育て支援を推進し、保護者や関係機関と連携して家庭における教育力の向上を図る。

## 2 幼保連携型認定こども園における教育

幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うため、乳幼児が自ら意欲をもって環境と関わることによりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図る。そのためには、乳幼児の発達や学びの連続性及び園での生活と家庭などでの生活の連続性を考慮し、乳幼児の主体的な活動が確保されるよう計画的に環境を構成するなど、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を踏まえた教育・保育の充実に努める。

- (1) 教育と保育を一体的に捉えた全体的な計画の作成及び満3歳以上の教育課程を編成するとともに、調和のとれた組織的、発展的な長期及び短期の指導計画を作成し、乳幼児の実態や状況の変化に即して柔軟な指導を行い、一貫性、連続性のある教育実践を進める。
- (2) 園の生活全体を通して、様々な人やものとの関わりを通して多様な体験をさせ、遊びや生活の中で見通しをもったり振り返ったりすることや言葉による伝え合いの充実に図り、乳幼児の発達に即した主体的・対話的で深い学びを実現する。
- (3) 学園の他園の幼児や児童との交流、園小学校教職員の意見交換や合同の研究の機会などを設けたり、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有したりするなど、学園の接続プランを充実させて他園や小学校とのつながりを持ち、園における教育及び保育と小学校教育の円滑な接続を図る。
- (4) 家庭との連携を深めるとともに、子育てに関する情報提供や保護者同士のつながりを深める機会づくり、園と家庭が一体となって園児と関わる取組を進めて基本的な生活習慣や態度を養うとともに、ルールや他人を大切にする心などの規範意識や道徳性・社会性の芽生えを培う。

## 3 保育所における教育

保育所は、乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、人、物、場などの環境を通して質の高い養護と教育を一体的に行うとともに、保護者に対する支援を進めることにより、

乳幼児の健全な心身の発達を図る。とりわけ、保育所保育指針における教育に関わるねらい及び内容を踏まえ、生涯にわたる生きる力の基礎を培う総合的な保育の充実に努める。

- (1) 保育所保育指針に基づく全体的な計画を作成するとともに長期的及び短期的な指導計画を充実させ、保育所の生活の全体を通して組織的・計画的に保育に取り組み、一貫性、連続性のある保育実践を進める。
- (2) 乳幼児が自発的・意欲的に関わられるような環境を構成し、主体的な活動や乳幼児相互の関わりの中で言葉による伝え合いを充実させ、生活や遊びを通して総合的に保育する。
- (3) 学園の他園の幼児や児童との交流、園小学校教職員の意見交換や合同の研究の機会などを設けたり、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有したりするなど、学園の接続プランを充実させて他園や小学校とのつながりを持ち、保育所保育と小学校教育の円滑な接続を図る。
- (4) 家庭との連携を密にし、乳幼児の心の安定を図りながら、基本的な生活習慣や態度を養うとともに、ルールや他人を大切にすることなどの規範意識や道徳性・社会性の芽生えを培う。

## 重点2 確かな学力と社会を生き抜く力をはぐくむ教育の推進

### 1 学習指導

安定した学級経営の下、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成、学びを人生や社会に活かそうとする主体的に学びに向かう力、人間性等を養う。

これら児童生徒に求められる資質・能力をはぐくむため、児童生徒の学力の状況を的確に把握・分析し、Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期における学びの在り方を追究していく。

特に「主体的・対話的で深い学び」の実現による授業の工夫・改善を図り、具体的

な取組を組織的・計画的に推進し、質の高い学力の育成を目指す。

また、各学園で児童生徒の学力課題を把握し、一層焦点化した取組を進めるとともに、小・中学校9年間を見通した系統的、発展的な指導、教科等横断的な視点からのカリキュラム・マネジメントの充実を図る。

- (1) 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、綿密な指導計画を立て指導する。その際、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通し、授業をデザインするとともに評価の場面や方法を工夫して学習の過程や成果を多面的・多角的に評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図る。
- (2) 各教科において、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育てる。そのためには、全ての教科等において、それぞれの特質に応じた言語活動を効果的に位置付け、児童生徒が見通しを立て、主体的に課題の発見・解決に取り組む、振り返る学習を一層重視し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進める。
- (3) 学園の授業研究を一層充実させ、小・中学校における指導内容や方法を互いに理解するとともに、学園の重点課題から共通のねらいを設定し、指導の一貫性・系統性・連続性のある授業の追究に取り組む。その際、園から小学校へ、小学校から中学校への円滑な接続を考え、市策定の接続モデルプランやモデルカリキュラムを基盤に各学園のカリキュラムづくりを進める。
- (4) 全国学力・学習状況調査、京都府学力診断テスト等の結果から見える児童生徒の学力状況を細かく把握するとともに、指導による成果・課題を明らかにし、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を継続的に行い学力の充実・向上を図る。
- (5) 生徒指導の3機能を生かした授業づくりと学級経営を一体のものとして指導することを重視する。
- (6) 総合的な学習の時間では、「丹後学」の内容も含む指導計画を作成し、京丹後市の学習素材を生かした体験的な学習や問題解決的な学習を行うなど、児童生徒

が主体的、協働的に取り組む探究的な学習を充実させる。

- (7) 小学校中学年の外国語活動、高学年の外国語科導入の趣旨を踏まえ、中学年から「聞くこと」「話すこと」を中心とした活動を通じて外国語に慣れ親しませ、外国語学習への動機付けを高めた上で、高学年から発達の段階に応じて段階的に文字を「読むこと」及び「書くこと」を加えて総合的・系統的に扱い、中学校への円滑な接続を図る。その際、市のモデルカリキュラムを活用し指導を進める。
- (8) 読書活動を教育活動の中に適切に位置付け、その充実や学校図書館等の活用を図り、読書意欲の向上や読書習慣の形成に努める。
- (9) 家庭学習の充実と生活習慣の改善について家庭・地域と連携した取組を一層充実させるとともに、児童生徒の学習意欲を喚起し、自主的、自発的な学習が促されるよう学習課題や方法を工夫する。

## 2 キャリア教育

学ぶことと自己の将来とのつながりを見通した指導や活動を基盤として、自らの役割や働くこと、夢や希望、将来への展望をはぐくむ。また、興味・関心の幅を広げることで、個々の生き方についての意識を高め、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度を育成する。

- (1) キャリア教育に関わる校内体制を整え、学園を中心に将来に向かって意欲的に学ぶことのできる子どもを育てる。そのために、校種間連携を推進し、系統的な年間指導計画のもとに、小学校からの組織的・計画的な指導に努める。
- (2) 児童生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、組織的・計画的な進路指導を行う。
- (3) 学校間・校種間の幼児児童生徒の交流、家庭や地域との連携や協力を深め、自尊感情を基盤とした将来への夢と希望をはぐくむ。
- (4) 地域社会とかかわる活動や職場体験活動等をとおして、児童生徒一人ひとりに自らの役割や働くこと、将来の生き方・働き方について考えさせる。その際の指導場面として丹後学を活用する。

### 3 国際理解教育

人権尊重の精神を基盤にして、京丹後市や我が国の文化、伝統などを尊重するとともに、諸外国の文化を理解し尊重する態度や異なる文化を持った人々と共に生きていく資質や能力を育成する。

- (1) 国際理解教育の全体計画のもとに、指導内容を明確にして各教科等の年間指導計画に位置付け、教育活動全体を通して組織的・計画的な実践に努める。
- (2) 教育活動全体を通して、自分の考えを持ち、わかりやすく相手に伝える力を養うとともに、AET・CIRなどを有効に活用することで、外国の人々とのコミュニケーション能力の育成に努める。
- (3) 単に知識理解にとどめることなく、体験的な学習や課題学習などを取り入れ、実践的な態度や資質、能力を育成する。
- (4) 諸外国の文化や伝統を理解し、他国への興味関心を深めることで、国際感覚を持ち、グローバル社会で活躍できる人材育成に努める。
- (5) 国際化が進展する中で、我が国の国旗と国歌の意義を理解し、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌についても同様に尊重する態度を育てる。

### 4 環境教育

身近な環境や環境問題に関心を持ち、人間と環境との関わりについて理解を深め、よりよい環境の保全や創造のため、主体的に環境に働きかける実践的態度や能力を育成する。

- (1) 校内の推進体制を明確にするとともに、教科等横断的な視点から年間指導計画の編成を行い、組織的かつ計画的な指導に努める。
- (2) 体験的な学習や問題解決的な学習など指導方法を工夫し、環境に配慮した生活や行動ができる実践的態度や能力の育成に努める。
- (3) 自然との共生を大切にした循環型社会の構築に向けて、家庭、地域社会及び関係機関との連携を図り、地域の特性を踏まえた環境教育の推進に努める。

## 5 情報教育

社会の高度情報化に伴い、児童生徒に発達段階に応じた情報活用能力（プログラミング的思考やICTを活用する力を含む）を身に付けさせるとともに、情報モラル等情報社会に参画する態度の育成に努める。また、学校における教育の情報化を一層推進する。

- (1) 学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力を育成していくことができるよう、児童生徒の発達の段階を考慮の上、教科等横断的な視点から年間指導計画を編成し計画的な指導に努める。
- (2) コンピュータや情報通信ネットワーク、電子黒板、タブレット端末などの情報手段の適切な活用を図り、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。とりわけ、小学校中高学年、中学校に導入した電子黒板の積極的な活用を図る。
- (3) 情報モラルの指導に関する研修を通して教員の指導力の向上を図り、自身及び他人に関わる個人情報の取扱いや著作権への配慮、インターネット上におけるいじめなど情報モラルに関連する課題（最新の動向も含む）への指導を、法やルールに関する教育と合わせて充実させる。  
特に情報手段の適切な使用やSNSに代表される情報通信ネットワークのルール・モラル等に係る指導について、関係機関や家庭と連携しながら、すべての小・中学校（低学年含む）で発達段階に応じて実施する。
- (4) 次年度のプログラミング教育の本格実施に向けて、その趣旨を踏まえた指導を適切に行うために、学校や学園に於いても研修を充実させる。

## 6 へき地・小規模校教育

へき地・小規模校の特性を生かした多様な教育活動を推進し、学力の充実・向上に努めるとともに、確かな表現力、豊かな社会性及びたくましい実践力を身に付けた児童生徒の育成を図る。

- (1) へき地・小規模校の特性を踏まえた教育課程を編成し、個に応じたきめ細か



な指導を工夫するとともに、主体的に学習する意欲と態度を育てる。

- (2) 各学校の教育課題に応じた創意ある教育活動を展開し、校内の異年齢集団活動や合同授業、学校間の多様な交流を組織的・計画的に促進する。
- (3) へき地・小規模校が直面している教育課題の解決のため、家庭や地域社会との連携を一層深める。

### 重点3 子どもを健やかにはぐくむ教育環境の充実

#### 1 特別支援教育

ノーマライゼーションの進展等を踏まえ、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒個々の教育的ニーズに応じ、障害に基づく種々の困難の克服を図りながら個性や能力の伸長に努め、心豊かでたくましく生きる力を培う。

また、すべての幼児児童生徒が障害のある人を正しく理解するための指導の充実を図る。

- (1) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に伴い、法の趣旨を主体的にとらえ、障害のある幼児児童生徒や保護者のニーズに合わせた的確に支援するための取組をさらに進める。
- (2) 園においても園内委員会や特別支援教育コーディネーターを設置し、園小中すべてにおいて機能的に活用するなど、障害のある幼児児童生徒を園・学校全体として支援する体制の充実を図る。特に特別支援教育を全教職員が学校教育・保育の推進上の大きな課題ととらえ、学校体制を整えて一致して取り組む。
- (3) 特別支援学級に在籍する児童生徒及び通常の学級に在籍する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒における個別の指導計画・個別の教育支援計画等を家庭や医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画として作成し、日々の教育活動の資料計画や記録として活用しながら個に応じた指導の推進と指導方法の工夫改善を図る。その際、日常的に本人

や保護者との懇談を実施し、個々への合理的配慮を明確にして取り組んでいく。

なお、児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための自立活動を取り入れ適切に指導することとする。

- (4) すべての園・学校において、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育活動の充実を図るとともに、関係機関と連携し、教育相談を重視した就・修学指導や進路指導の充実に努める。

特に就学指導については、市教育支援委員会の体制と合わせて園・校内委員会での進め方を再構築し、より個に応じた指導の推進を図るようにする。また、就学指導は日々の取組を大事にし、年間を通じて行うものとする。

- (5) 小中一貫教育の全校実施を踏まえ、発達障害を含む障害のある幼児の園から小学校への、また、児童の小学校から中学校への円滑な接続を図るための組織的な取組を強化する。
- (6) 障害のある人及び特別支援教育についての正しい理解と認識を深めるため、計画的に指導を行う。
- (7) 特別支援教育について、保護者や地域社会の理解と認識を深めるため啓発に努める。

## 2 危機管理の徹底

安心安全な学校・園等の生活を確保するため、危機管理体制を整備・充実し、教職員の危機意識を高め、安全管理の徹底を図るとともに、管理職の危機対応能力を高める。

- (1) 不慮の事故、地震・津波・大雨などの自然災害、火災、不審者侵入、弾道ミサイル等に対して、迅速かつ組織的に対応できるよう全教職員に危機管理の徹底を図る。
- (2) いじめ問題、体罰やセクシャルハラスメント等に対しては、教職員の研修にとどまらず、万一事象が発生した場合には組織的、かつ迅速に対応できるよう報告・連絡・相談体制の確立を図る。なお、いじめの未然防止・早期発見に関わり、単

独設置を原則とするいじめ防止等組織による会議を定例化し、情報収集等が的確に行われるよう格段の配慮を図る。

- (3) 危機管理の徹底のために自校の危機管理マニュアルが緊急時に機能するよう繰り返し見直し、実効性あるものに整備する。また、適切に組織的対応ができるよう訓練を伴った指導の徹底を図る。
- (4) 文書の紛失や個人情報の流出を防ぐために、文書管理規程に基づいた処理をするとともに、表簿等の取扱いや可搬記憶媒体の管理を徹底する。さらに、情報通信ネットワーク使用に伴う危険性の周知を図る。
- (5) 情報通信ネットワーク（SNS通信機能等を含む）を介した誹謗中傷やいじめを防止するために、家庭との連携を図り、正しい情報通信ネットワークの活用を図る指導を推進するとともに、事象の背景にあるいじめの根本的解決に努める。
- (6) 地域社会やPTA（保護者会）・関係機関等との連携を図り、特に、通園・通学時の幼児児童生徒が交通事故や犯罪に遭わぬよう安全指導・安全管理を徹底する。
- (7) 学校のWebサイトによる情報発信は、知的所有権の保護や幼児児童生徒のプライバシーの保護に配慮して行う。
- (8) 学校における食材を扱う活動全般に対して、徹底した衛生管理により、食中毒の発生がないよう努める。安心安全な学校（園）生活を確保するため、危機管理体制を整備・充実し、教職員の危機意識を高め、安全管理の徹底を図る。

## 重点4 豊かな人間性・社会性をはぐくむ教育の推進

### 1 生徒指導

よりよい人格の形成を促すため、教育活動全体に生徒指導の3機能（自己存在感・共感的な人間関係・自己決定の場）を生かすとともに、幼児児童生徒一人ひとりの生活実態の把握や内面理解に努め、望ましい集団活動を通して、自らの課題を解決する意欲と実践力を育成する。あわせて園、小・中学校の連携を一層密にし、校内指導体

制の確立と組織的・計画的な指導を推進する。

- (1) 幼児児童生徒相互及び教職員との心のふれ合いを大切にし、深い信頼関係に基づく人間関係の育成に努める。
- (2) 望ましい集団活動や多様な体験活動を通して、好ましい人間関係やコミュニケーション能力の育成を図り、豊かでたくましい心の育成と自己肯定感を育て、存在感・充実感のある学校生活を送らせるための積極的な指導を進める。
- (3) 学習におけるつまずきや遅れなどが問題行動や不登校(傾向)の要因となり得ることを踏まえ、生徒指導の3機能を生かした授業づくり等を通して、目的意識を持たせ、学習意欲を育てるとともに、基礎学力の定着を図る。
- (4) 不登校(傾向)やいじめ、その他反社会的な問題行動等について、個々の事象に対応できる教育相談機能の充実を図るとともに、効果的な対応を組織的・継続的に行うことで、解決に向けた取組を進める。とりわけ、不登校やいじめについては、未然防止に重点を置くとともに、解決に向けた早期発見・早期対応に努め、校種間や関係機関と連携し、一人ひとりに応じた指導・支援を積極的に進める。
- (5) 情報通信ネットワークに関わる諸問題については、スピード化や広範囲化、さらには低年齢化により集団等による問題事象やインターネット上におけるいじめへ発展しているケースがあり、早期の適切な対応を図るとともに、関係機関や家庭との連携を強化し情報モラルの向上等についての指導を年間を通して行う。
- (6) 学校・園等や社会のきまり・ルールやモラルを守ることなどの意義や重要性について、法やルールに関する教育に取り組むとともに、幼児児童生徒の発達段階を踏まえた上で、「話し合い活動」を取り入れた主体的な活動を通して規範意識の醸成を図る。
- (7) 薬物乱用の未然防止や児童虐待の早期発見に努め、地域社会や関係機関との連携を一層密にし、啓発と必要な支援を継続して行う。
- (8) 学園において、園と小・中学校の相互連携を深め、幼児児童生徒の実態と指

導の成果・課題を共有するとともに、重点課題を設定し共通のねらいのもとに積極的な生徒指導を進める。

- (9) 家庭・地域社会と連携し、学校外の諸活動への参加を促すとともに、幼児児童生徒を取り巻く環境の浄化や健全な文化の育成に努める。

## 2 道徳教育

自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性の育成を図る。

学校における道徳教育は、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童生徒の発達の段階を考慮して適切な指導に努める。

特に道徳科においては、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成に努める。

- (1) 道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育推進教師を中心に、全教職員が協力して道徳教育を展開する。なお、全体計画の作成に当たっては、児童生徒、学校及び地域の実態を考慮して、道徳教育の重点目標、重点内容項目を明確にするとともに、各教科等における道徳教育に関わる指導の内容及び時期を整理した別葉を作成し活用を図ること。
- (2) 校内、学園の道徳教育の充実を図るため、研究体制を整え、小中の発達段階、系統を見通した指導の在り方についての研究を推進する。
- (3) 児童生徒の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法の工夫に努める。
- (4) 道徳科の評価に当たっては、特に、学習活動において児童生徒が道徳的価値やそれらに関わる諸事象について他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的

価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視する。

そのために、児童生徒の学習の過程や成果などの記録を計画的に蓄積したものや児童生徒が道徳性を養っていく過程での児童生徒自身のエピソードを蓄積したもの、児童生徒が行う自己評価や相互評価などを活用することが考えられる。

- (5) 道徳科の授業公開や通信等により、道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表し、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図る。

## 重点5 生涯にわたる豊かな学びの支援

### 1 人権教育

あらゆる教育活動の中に人権教育の視点を適切に位置付け、幼児児童生徒の実態を的確に把握して学力の充実・向上を図り、進路の保障に努めるなど、一人ひとり大切にされた教育の推進を図る。また、同和問題をはじめとする様々な人権問題の正しい理解や認識の基礎を培うとともに、互いの個性や価値観の違いを認め合い、基本的人権を尊重する態度や実践力を養う。

- (1) 「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」を踏まえ、地域や学校の実態を十分考慮した人権教育推進計画を策定する。また、校長主導の全校推進体制を充実させ、日常的に点検・評価をしながら効果的な実践に努める。
- (2) 一人ひとりの課題とその背景の分析に基づく個々の課題に応じたきめ細かな指導を行い、基礎学力の定着を図り、希望進路の実現を目指す。
- (3) 人権学習資料集等を活用し、普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチにより、児童生徒の発達段階や生活の実態に即した体系的・計画的な人権学習を推進する。その際、校内研究会や隣接学年等で授業を見合うなどを通して、人権学習の工夫改善を図る。

- (4) 職場人権研修主任を中心に教職員人権研修ハンドブック等を活用した研修を計画的・体系的に実施し、教職員自身の人権認識の深化と、様々な人権問題の解決に向けた実践力と指導力の向上を図り、人権尊重を基本に据えた人権教育を推進する。
- (5) 様々な人権問題の解決に向けて学校間や校種間、専門家や関係諸機関との連携を強化し、よりよい解決につながるよう教育実践を進める。
- (6) いじめ行為は相手の心を傷つけるだけでなく、人権を著しく侵害するものであり、人間として絶対に許されない行為であることを認識させ、解決に向けて自ら考え行動できる幼児児童生徒の育成に努める。
- (7) インターネット上での人権侵害など、新たな人権にかかわる課題に対して適切に対応する。特に、メールやSNSを使った人権侵害について発達段階に即した指導を行う。

## 2 芸術文化活動

創造性に富む情操豊かな人間を育成するため、児童生徒の豊かな感性と生涯にわたって芸術を愛好する心情をはぐくみ、伝統文化の継承・発展及び新しい芸術文化の創造を目指す活動の推進と充実に努める。

- (1) 芸術文化活動を教育全体に関連付けて適切に行い、児童生徒の個性を生かした主体的・創造的な活動への支援を通して表現能力や鑑賞能力の伸長に努める。
- (2) 和楽器や日本のうたを取り扱うなど我が国の伝統や文化を学ぶ機会を充実させるとともに、諸外国の文化や伝統を尊重する態度も育成する。また、地域の伝統文化等に携わっている人や関係団体との連携を図った体験的な学習も進める。
- (3) 芸術文化活動の活性化を図るため、教育活動の成果を発表する適切な場などを設定し、学校間・校種間並びに地域社会との交流・連携を積極的に推進する。
- (4) 学校支援ボランティア、外部人材等を積極的に活用し、教育の一層の充実に図る。

## 重点6 歴史文化を活用し、郷土への愛着と誇りをはぐくむ教育の推進

### 1 丹後学

各学校で地域探究学習として、総合的な学習の時間を核として実践が積み重ねられてきたその実践の手法と成果を基盤としながら、小中一貫教育の内容として「丹後学」を実施する。特に、体系的・系統的なねらいと実践内容を整理したモデルカリキュラムを参考にして、京丹後市についての理解、愛着と誇りを高めるとともに将来の自己の生き方・あり方の探求を進めようとする「丹後学」の充実を図る。

- (1) 各学園で、小中一貫教育推進基本計画で示した各指導区分の学習テーマとねらいを踏まえ、地域の特色を生かした系統的な「総合的な学習の時間を活用した丹後学」について、モデルカリキュラムを参考に各学年約20時間分を充てて実践する。

特に、学園全体で丹後学の内容等系統を重視して進める。とりわけ小学校では、学習指導要領移行期の総合的な学習の時間の実施時数(55時間)を踏まえ、全体のカリキュラムについても学園で交流しながら進める。

京丹後市においては、学園ごとの地域性もあるが、「丹後学」としては、上記小中一貫教育推進基本計画で示す学習活動内容をどの学園でも計画し取り組んでいくものとする。

- (2) 各学園で、教科・領域の学習内容を「既存の学習を活用した丹後学」として位置付け、各教科・領域の目標のもと、丹後学のねらいも加えた指導を充実させる。
- (3) 学習にあたっては、地域の人々との協働による指導を重視し、京丹後市の「人」「環境」「文化」から学ぶための準備を大切にす。

## 重点7 たくましく健やかな体をはぐくむ教育の推進

### 1 体育・スポーツ活動



体育・スポーツ活動を通して健全な心身の発達を促し、体力・運動能力及び競技力の向上を図るとともに、生涯を通じて親しむ態度を育成する。

- (1) 特色ある学校体育・スポーツ活動を推進する。
- (2) 新体力テスト(全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果等)を活用して、児童生徒の体力・運動能力、運動習慣の実態を把握し、小・中学校において一貫した体育指導と体力向上の取組の充実を図る。
- (3) 競技スポーツの充実と振興のため、体育的行事・体育クラブ・運動部活動の充実と指導方法の工夫改善を図る。体育・スポーツ活動を通して健全な心身の発達を促し、体力・運動能力及び競技力の向上を図るとともに、発達段階に応じた運動習慣の確立を目指すなど生涯を通じて運動やスポーツに親しむ態度を育成する。

## 2 健康安全教育

幼児児童生徒が健康かつ安全で活力ある生活を営むために、それを支える基盤として健やかな心身の育成や自他の危機予測ができるなど、危機対応能力の育成を図る。

そのため、学校においては、健康安全教育の指導計画を整備充実する。

また、安全教育については家庭や地域社会、関係諸機関と連携し、非常災害時における校種間連携などの対応策も視野に入れ、教育活動全体を通じて健康安全教育を組織的・計画的に推進する。

- (1) 健康の保持増進に係る取組を通して、保健教育と保健管理を推進する。
- (2) 安全な生活を営むための正しい知識の習得と的確な判断力、行動力が養われるよう、身の回りの安全、交通安全、自然災害、事件・事故等に関する防災・減災についての安全管理と安全教育を進める。とりわけ交通安全に関わっては、交通安全教室等の取組を一層充実させるとともに、園、小・中学校、PTA(保護者会)、安全ボランティア、警察等の関係機関との連携を深め、交通規則を遵守し、自らの命を守ろうとする態度を育成する。
- (3) 幼児児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるよ

う学校園における食育の推進・充実を図る。そのためには、食に関する指導の全体計画・年間指導計画に基づく教科横断的な指導を行う。また、学校給食に地場産物や郷土食等を積極的に取り入れ、地域の食文化や郷土に関心を寄せる心をはぐくむなど、学校給食を生きた教材として積極的に活用する。

- (4) 教職員の共通理解のもとに家庭と連携し、幼児児童生徒の心身の健康の基礎につながる基本的な生活習慣の確立を図る。
- (5) 喫煙・飲酒、薬物乱用などの防止、各種感染症や生活習慣病の予防など健康に関する課題に適切に対応できるようにする。また、エイズに関する指導を含む性に関する教育を生命の尊厳や人権尊重を基盤とした人間教育として捉え、発達段階に応じて系統的・総合的に推進する。

なお、これらのことは家庭・地域社会と連携して取り組んでいく。

## 職員の資質能力の向上

### 1 教職員の使命と責任

教職員は教育公務員として公教育に課せられた使命と責任を自覚し、心身の健康管理と不断の研鑽に努め、豊かな人間性、広い社会性及び高い専門性を基盤とした実践的指導力の向上を図り、学校教育に寄せられた期待に応えるよう努めなければならない。

そのために、管理職は豊かな識見と的確な判断のもとに、学校経営を評価し、改善に努めるとともに、主任などを指導し、教職員の資質能力の向上と人材育成に全力を注ぐ。また教職員の健康状況に留意し、増進に努め、教育活動を活性化させることにより、市民の信託に応える。

- (1) 人間の成長や発達についての深い理解と幼児児童生徒に対する教育的愛情と熱意を持った指導に努める。
- (2) 広く社会とかかわり、地域の状況を的確に把握することに努め、地域や保護者

との信頼関係を確立するとともに、自己の人間性を一層磨くよう努める。

- (3) 豊かな識見と専門性に基づいた確かな指導力と自ら学び続ける意欲を持ち、教職員人事評価制度の活用などを通して自己の資質能力の向上に努めるとともに、自校の教育目標達成に努める。

## 2 教職員研修

教職員は不断の研鑽によって教育者としての専門性や資質・能力を高めるとともに、意欲的・計画的な研修に努める。

職務の遂行に当たっては、社会の変化・地域の実態を的確に把握し、学校教育に寄せられた期待に応えるように努めなければならない。

- (1) 学校教育目標の具現化や、日常の教育課題の解決を図る研修を深め、その成果を生かし、教育活動を充実・向上させるよう努める。
- (2) 校長は、年間研修計画のもとに組織的研修、教職員個々の特性や課題・職務に応じた研修の充実を図るとともに、教育研究の推進と教職員の指導力の向上に努める。
- (3) 教育公務員特例法の改正に基づき京都府教育委員会が平成30年3月に改訂・策定した「求められる京都府の教員像」『京都府教員等の資質能力の向上に関する指標』を目安とし、教員のライフステージに応じたキャリアアップを図る必要がある。その手立てとして、教職員は、常に実践上の課題意識をもった意欲的な自己研修を基盤として、京都府総合教育センターや本市などが行う各種の公的研修に積極的に参加し、その成果を校内研修や教育実践に生かすなど、指導力の向上に努める。特に、中堅教員は教育活動の中心としての自覚を持ち、力量の向上に努める。
- (4) 学習指導要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等の改訂の趣旨及び京丹後市の教育課題に対する理解を一層深めるとともに、学園を単位として、園、小・中学校が協同し、就学前から中学校卒業までの系統的で一貫した教育を目指した教職員の交流や合同研修、幼児児童生徒の交流等を積極的に進める。

- (5) 園は、就学前教育の課題と実践を共有し、相互理解と連携を深めながら、保育士・教職員の交流、合同の研修等を積極的に進める。